南アルプス市立小中一貫校八田小中学校

学校いじめ防止基本方針

（令和６年８月文部科学省改訂ガイドライン対応版）

【八田中学校いじめ０宣言（生徒会より）】

１　わたしたちは　いじめを絶対にしません
〇どんなときも自分の言動に責任を持ちます
〇どんなときも相手の気持ちを考えて行動します
〇自分の気持ちを直接相手に伝えます

２　わたしたちは　いじめを絶対に許しません
〇「やめよう」と言える勇気を持ちます
〇いじめを悩んでいる人がいたら、相談にのります
〇いじめを見たら、先生に報告します

３　わたしたちは　いじめを絶対にさせません
〇人とのつながりを大切にし、幅広い友人関係を築きます
〇一人ひとりの個性を大切にし、自分と違うところも受け入れます
〇「いじめ」について真剣に考えます

「学校いじめ防止基本方針」＜八田中学校＞

１　いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・Ｐ２
２　いじめ対策の組織と平時からの備え・・・・・Ｐ３
３　未然防止および早期発見の取り組み・・・・・Ｐ４
４　いじめへの対処と警察・関係機関との連携・・Ｐ５
５　重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
６　その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
７　年間いじめ防止指導計画表・・・・・・・・・Ｐ８

令和８年４月

第 1 章 いじめ問題に関する基本的な考え方

1. はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に深刻な危険を生じさせる恐れがある、決して許されない行為である。いじめはどの生徒にも、どの学校・学級においても起こり得るものであり、すべての生徒が被害者にも加害者にもなり得るという事実を深く認識しなければならない。

本校（八田中学校）においては、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）の基本理念である「こどもの権利利益の擁護」および「こどもまんなか社会」の精神に則り、生徒一人ひとりの尊厳と安全を確保することを最優先とする。学校長の強力なリーダーシップのもと、全教職員が一致団結し、家庭、地域、関係機関と緊密に連携して未然防止・早期発見・早期対処に取り組む。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条の規定、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」、山梨県および南アルプス市のいじめ防止基本方針、並びに令和 6 年 8 月に文部科学省・こども家庭庁等により改訂された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6.8 改訂版）」に基づき、旧「不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年）」の廃止に伴う統合改訂を受けて策定したものである。

2. いじめの定義と被害性の尊重

いじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、本校における「いじめ」とは以下のように定義する。

【いじめ防止対策推進法 第 2 条第 1 項（定義）】

• 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに該当するか否かの判断に当たっては、単に表面的な形態（けんかやふざけ合い等）にとらわれることなく、背景にある事情を詳細に調査し、被害を受けた生徒が感じている心理的・物理的な苦痛（被害性）に主眼を置く。一見いじめと認識されにくい冷やかしやからかい、無視、ネット上の書き込み等であっても、生徒が苦痛を感じている場合はいじめとして積極的に認知する。

なお、いじめの中には、暴力行為、恐喝、器物破損、わいせつ行為、ネット上の名誉毀損・人権侵害など、犯罪行為として取り扱われるべき事案が含まれる。これらについては、教育的配慮や被害生徒・保護者の意向に配慮しつつ、早期に所轄警察署と連携した対応をとる。

3. いじめに関する基本的認識（10 の徹底事項）

いじめ問題の根絶に向け、全教職員が以下の 10 項目を基本的認識として深く共有し、日常の指導にあたる。

① 許されない行為の徹底：いじめは人間として決して許されない行為であり、いじる側・加害側に重大な責任があるという毅然とした態度を徹底する。「成長の過程で必要なもの」といった誤った認識は一切認めない。
② 発生可能性の認識：いじめは特定の学校や特別な生徒間だけでなく、どの生徒、どの学級、どの部活動でも起こり得る。
③ 潜在化への警戒：いじめは大人の見えない場所や SNS 等で潜在化して行われることが多く、早期発見の難しさを常意識する。
④ 様々な態様の理解：冷やかし、からかい、無視、仲間はずれ、叩く・蹴る等の暴力、金品要求、嫌なことの強要、ネット上の酷い書き込み等、多岐にわたる態様に対応する。
⑤ 被害者非難の否定：いじめられる側にも原因があるという見方は明確な誤りであり、被害生徒を全面的に守り通す。
⑥ 教職員の資質・指導力の向上：いじめの発生や長期化は、教職員の指導姿勢、生徒観、集団づくりの不備が問われる問題であると自省する。
⑦ 解消後の継続観察：行為が止んだように見えても再発の恐れがあるため、解消後も長期にわたり注意深く見守る。
⑧ 家庭との連携強化：家庭における悩みや人間関係の変化も注視し、保護者と密接に連携する。
⑨ 全体連携の重視：学校内だけでなく、市教育委員会、警察、児童相談所、地域社会全体で連携・対処する。
⑩ 積極的認知と解消率 100%の追求：いじめを隠蔽せず積極的に認知し、認知件数の多さを指導の成果と捉え、解消率 100%を目指す。

第 2 章 いじめ対策の組織と平時からの備え

1. 校内いじめ対策組織（いじめ対策委員会）の常設と役割

本校におけるいじめ対策の司令塔として、法第 22 条に基づく「いじめ対策委員会」を常設組織として設置する。特定の教職員が一人で問題を抱え込むことを防止し、組織的かつ即応的な体制を維持する。

項目	内容・構成
構成員	校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールサポーター、地域関係者（民生児童委員・学校運営協議会委員等）、警察関係者
役割等	いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。 定例の「いじめ対策委員会」は、学期に 1 回程度であるが、毎週行う生徒指導部会において生徒の情報交換等を行う。また、常に生徒指導主事や学年主任を中心に情報を収集し、いじめが疑われる行為があった場合には速やかに対応する。

2. 記録の作成・管理と 5 年間保存の義務化（令和 6 年 8 月改訂準拠）

令和 6 年 8 月改訂ガイドラインに基づき、いじめ対応に関する客観的かつ正確な記録の整備と管理を徹底する。事実の検証に耐え得るよう、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等の具体的客観的事実と、確認できた事項・確認できなかった事項を整理して統一フォーマット（電子ファイル等）に記録する。

記録管理対象①：定期アンケート質問票および回答データ

記録管理対象②：生徒個人面談記録、保護者相談記録、保健室来室記録

記録管理対象③：いじめ対策委員会およびいじめ対応会議の議事録・対応計画

記録管理対象④：重大事態発生時の調査資料、聴取メモ、報告書（公表版・非公表版含む）

これらの記録文書およびデータは、指導要録の保存期間に合わせ、作成・取得年度の翌年度から起算して「5 年間」保存・管理することを義務付ける。万一、再調査や長期的支援が必要となった場合に備え、保存期間満了前の安易な廃棄を厳禁とする。

3. 設置者（南アルプス市教育委員会）との緊密な連携

学校のみで対処に迷う事案や、被害生徒の欠席が増加し不登校につながる懸念がある段階から、速やかに南アルプス市教育委員会事務局へ情報共有および事前相談を行う。設置者との早期連携により、指導主事や SC・SSW の増員派遣、法務相談（スクールロイヤーの活用）等の必要な支援を迅速に受ける体制を整える。

第 3 章 未然防止および早期発見の取り組み

1. 未然防止の取り組み（居場所づくりと絆づくり）

未然防止の根幹は、すべての生徒が安心して自らを表現でき、互いの個性を認め合える学校風土の醸成にある。

授業づくり・集団づくり：「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進し、協働的な学びを通じて生徒一人ひとりに自己有用感と達成感をもたせる。

道徳教育と人権意識：「特別の教科 道徳」を要とし、いじめを「自分のこと」として考え議論する道徳教育を実践。傍観者とならずいじめを止める行動をとる重要性を理解させる。

生徒会主導の取り組み：生徒会主体の「いじめ 0 宣言」の定着を図り、生徒自らが仲間を守りいじめを許さない雰囲気を全校に広げる。

配慮が必要な生徒への支援：発達障害を含む障害のある生徒、外国につながる生徒、LGBT・性的指向・性自認に関わる生徒、被災生徒等、配慮が必要な生徒に対する日常的な組織的支援を行う。

2. 早期発見の手立てとアンテナの強化

いじめの潜在化を防ぐため、教職員は生徒の微細な変化（表情、視線、発言、提出物の記述、遅刻・早刻・欠席の増加等）を見逃さない感性を研ぎ澄ます。以下の多角的手立てを定期的に実施する。

① **定期アンケート：**全生徒対象の「いじめに関する無記名・記名アンケート調査」（年 2 回以上実施、5 年間保存）

② **Q-U テストの活用：**「Q-U（学校生活意欲と学級満足度尺度）」の実施と結果の分析・活用（学期ごとの変化追跡）

③ **面談体制の充実：**全生徒を対象とした「個人面談」および 1 年生を対象とした SC 全員面談の実施

④ **日常の観察・記述確認：**学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳の記述確認と丁寧なフィードバック

⑤ **外部窓口の周知：**保護者懇談会、家庭訪問、相談窓口（電話・SNS・文部科学省ダイヤル等）の周知徹底

3. 不登校重大事態の予兆察知と早期対応（令和 6 年 8 月改訂準拠）

不登校重大事態の判断目安は年間 30 日の欠席とされるが、令和 6 年 8 月改訂ガイドラインに基づき、年間 30 日に到達する前であっても、生徒が一定期間（例：3 日連続等）欠席し、その要因にいじめの疑いがある場合は、直ちに市教育委員会へ報告・相談する。欠席日数の数値のみに囚われず、早期の初動対応と協議を開始する。

第 4 章 いじめへの対処と警察・関係機関との連携

1. 発見・通報を受けた時の初動対応（いじめ対応会議）

教職員がいじめを発見、または生徒・保護者から相談を受けた場合、情報を隠蔽したり一人で抱え込んだりすることは法律違反となる。情報を認知した教職員は直ちに管理職および生徒指導主事へ報告し、速やかに「いじめ対応会議」を開催する。

被害生徒への対処：被害生徒の尊厳と安全を確保し、絶対に守り通す体制を構築する。

加害生徒への指導：事実関係を確認の上、一過性の説諭に終わらず、自身の非を自覚させ成長を促す指導を継続する。

集団への働きかけ：いじめを放置・傍観していた学級・部活動集団に対して、当事者意識をもたせる集団指導を行う。

2. 警察との直接連携・通報の徹底（令和 6 年 8 月改訂準拠）

いじめが犯罪行為（殴打、脅迫、強要、器物破損、わいせつ行為、ネット上の名誉毀損等）に相当すると認められる場合、または生徒の生命・身体・財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、「学校・警察連絡員」制度を活用し、直ちに所轄警察署に通報・相談し援助を求める。

学校のみで対応可能か判断に迷う場合であっても、被害生徒・保護者の安全と安心を最優先し、躊躇することなく警察へ相談・通報を行う。警察へ相談した事案は市教育委員会へも即座に共有する。

3. いじめの「解消」の厳格な定義と判断基準

いじめは単なる謝罪や時間の経過をもって安易に「解消」と判断してはならない。いじめが解消した状態とは、以下の 2 つの要件がともに満たされていることを要する。

解消の判断要件	具体的な判断基準と確認方法
要件①：行為の停止 （相当期間の継続）	被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為（ネット上を含む）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当期間は「少なくとも 3 か月」を目安とし、被害の重大性に応じより長期に設定する。
要件②：心身の苦痛の解消 （直接の意思確認）	いじめ行為により被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は被害生徒本人およびその保護者に対し、面談等により直接確認を行う。

「解消」に至った場合であっても、再発の可能性を考慮し、いじめ対策委員会において定期的な見守りと継続的な経過観察を実施する。

第 5 章 重大事態への対応（令和 6 年 8 月ガイドライン準拠）

1. 重大事態の定義と認定原則

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、以下の事態が発生した場合を「重大事態」と定義する。

1 号重大事態（生命心身財産重大事態）：いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺企図、重大な身体傷害、精神疾患の発症、高額な金品被害等）。

2 号重大事態（不登校重大事態）：いじめにより生徒が相当の期間（年間 30 日を目安、連続欠席を含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態とは「事実関係が確定した段階」ではなく、「疑いが生じた段階」から直ちに初動対応を開始しなければならないことを全教職員に徹底する。

2. 児童生徒・保護者から申立てがあった場合の対応（申立対応の厳格化）

令和 6 年 8 月改訂ガイドラインの最重要事項として、生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」旨の申立て（「いじめ」という言葉を使用しない申立てや人間関係の不調の訴えを含む）があった場合、学校がその時点でいじめの事実を確認できていない場合であっても、申立てを受けた時点で重大事態が発生したものとして扱い、速やかに市教育委員会および市長等へ報告する。

客観的・合理的な資料等に基づき、申立てに係るいじめが起こり得ないことが明確である場合を除き、調査を実施せず「重大事態ではない」と断言することを厳禁とする。

3. 調査組織の設置と公平性・中立性の確保（第三者委員会）

調査主体は個別の事案に応じ南アルプス市教育委員会または学校が担当する。不登校重大事態については、学びの継続支援と学校復帰を円滑に行う観点から原則として学校主体で調査を行う。ただし、公平性・中立性を確保するため、すべての重大事態調査において専門家や第三者を加えた調査組織を構築する。

特に、以下の熟慮を要する 3 ケースに該当する場合は、職能団体等（弁護士会、医師会、臨床心理士会、社会福祉士会等）から推薦された直接の利害関係をもたない第三者のみで構成される「第三者委員会」の設置を必須級として取り扱う。

熟慮要件①：自殺・自殺疑い事案：対象生徒が死亡しており、自殺または自殺が疑われる重大事態（背景調査の指針準拠）

熟慮要件②：主張錯綜・複雑事案：被害生徒と加害生徒の間で主張が食い違うなど、被害・加害が錯綜している複雑事案

熟慮要件③：保護者の不信感が強い事案：これまでの学校対応の課題等から、保護者と学校との間に強い不信感が生じている事案

4. 対象児童生徒・保護者に対する 2 段階の事前説明手順

調査開始にあたっては、対象生徒・保護者との共通理解と信頼関係構築のため、**2 段階に分けた事前説明**を丁寧に行う。

第 1 段階（重大事態判断後速やか）：重大事態の種別（1 号・2 号）、調査の根拠法令、調査の目的（責任追及ではなく事実解明と再発防止）、調査組織構成に関する意向確認、調査希望事項の聞き取り、窓口担当者の明示。

第 2 段階（調査体制決定後）：決定した調査組織の構成員・専門性、調査スケジュール、定期的な経過報告の約束、具体の調査手法（聴き取り・アンケート）、調査結果の提供・公表方針の説明。

5. 調査を望まない場合への配慮と不登校生徒への学びの継続支援

対象生徒・保護者が詳細な聴き取りや調査を望まない場合であっても、学校・教育委員会としての対応の振り返り・検証および再発防止策の策定は義務である。生徒への負担に配慮し、学校の既存記録の精査等、柔軟な手法で検証を行う。

不登校状態が継続している生徒に対しては、いじめ調査と並行して、1 人 1 台端末を活用したオンライン学習支援、別室登校の確保、フリースクール等関係機関との連携を図り、学びの継続と心理的ケアを最優先で実施する。

6. 改正個人情報保護法に基づく情報管理と結果の公表

令和 5 年 4 月施行の改正個人情報保護法に基づき、調査過程で収集した個人情報・プライバシーを厳重に管理する。法第 28 条第 2 項に基づき、対象生徒・保護者に対して調査結果（報告書本体または概要）を適切に提供・説明する。

調査報告書の公表にあたっては、関係者のプライバシー保護（マスキング等）を施した上で、社会への説明責任と再発防止の観点から、特段の支障がない限り市ホームページ等で公表することを原則とする。

第 6 章 その他の留意事項

1. 教職員研修の充実：いじめ対応のスキル向上、ストレスコーピング、ネットいじめ防止、カウンセリング手法等に関する校内研修を定期開催し、全教職員の対応力を強化する。

2. 授業改善：「子供主体の授業」を実現するための基盤として、「学級の集団づくり」が何よりも大切になってくる。不断の授業改善に取り組みながら、いじめを生まない集団づくりを、授業を通して行っていく。

3. 道徳教育及び体験活動等の充実：「特別の教科道徳」を要として、全ての教育活動において生徒の思いやりの心を育てる。また、自然に触れる活動や協働して行う体験活動等を通して、豊かな情操を育む。

4. 生徒会主体の取組推進：生徒総会や学級活動を通じ、生徒自らが「八田中学校いじめ 0 宣言」をアップデートし、主体的にいじめ根絶に取り組む活動を推進する。

3. 校務効率化と時間確保：校務のデジタル化や効率化を進め、教職員が生徒一人ひとりと向き合う時間と面談機会を十分に確保する。

4. PDCA に基づく学校評価：PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、本基本方針の取り組み状況を学校評価項目に設定し、毎年点検・改善を行う。

5. 家庭・地域との連携・周知：本基本方針を学校ホームページに常時公開し、入学時および年度初めに保護者・地域へ周知・説明する。

第 7 章 年間いじめ防止指導計画表

本校における年間を通じた計画的ないじめ防止・早期発見・組織対応の取り組みを以下のように定める。

時期	前期（4 月～9 月）の取組	後期（10 月～3 月）の取組
会議・組織	・いじめ対策委員会（4 月・5 月・6 月・7 月・9 月） ・毎週の生徒指導部会（情報交換） ・事案発生時のいじめ対応会議（即時）	・いじめ対策委員会（10 月・11 月・12 月・1 月・2 月・3 月） ・毎週の生徒指導部会（情報交換） ・事案発生時のいじめ対応会議（即時）
未然防止対策	・年度当初の保護者会等での基本方針啓発 ・教員研修（ガイドライン・生徒指導提要） ・ネット防犯教室・学級懇談会 ・学級づくり・人間関係づくり推進	・人権教室・防犯弁論発表 ・学級懇談会 ・生徒会による意識調査および宣言確認 ・学級づくり・人間関係づくり推進
早期発見	・Q-U テスト実施と結果考察（5 月） ・いじめアンケート（6 月） ・家庭訪問（情報収集） ・個人面談・教育相談期間（7 月）	・Q-U テスト実施と結果考察（10 月） ・いじめアンケート（11 月） ・教育相談期間（11 月・2 月） ・個別の家庭訪問・情報収集
検証・評価	・夏期休業中の指導体制見直し・研修 ・前学期の取り組み振り返り	・学校評価（いじめ防止項目の検証） ・次年度方針の策定・改訂